

2019年7月吉日

お客様各位

株式会社 ビーイングコンサルティング
東京都新宿区西新宿 7-2-4 新宿喜楓ビル 7F

消費税法改正への対応に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、2019年10月1日からの消費税率改定に伴い、弊社の製品及び提供するサービス等に係る消費税の取扱いにつきまして、以下の通りご案内申し上げます。

ご不明な点がございましたら、弊社担当営業または03-5348-3596までお問い合わせください。

敬具

記

■製品

2019年9月30日までの提供分 →消費税率8%

2019年10月1日以降の提供分 →消費税率10%

■サービス

2019年10月1日以降の提供サービスのご利用分 →消費税率10%

※一括でお支払いの保守契約等につきましては、
ご提供日時の消費税率を適用します。

以上